

# 新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業（第4弾）

## 業務委託に係る事業者選定実施要領

### 1 目的・趣旨

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施することにより、消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている消費者及び市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済の普及を図る。

本業務を実施するに当たり、価格だけでなく事業の適切かつ迅速な実施の観点から、多くの事業者から多様な提案を求め、総合的な見地から最適な事業者を選定する。

### 2 選考方式

公募型プロポーザル方式とする。

### 3 業務の概要

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 件名    | 新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託   |
| (2) 場所    | 新座市全域                      |
| (3) 業務内容  | 別紙仕様書による                   |
| (4) 履行期間  | 契約締結の日から令和8年2月20日          |
| (5) 委託上限額 | 130,000,000円               |
| 【内訳】業務分   | 25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 換金分       | 105,000,000円（不課税）          |

### 4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書類の提出時に新座市及び埼玉県において指名停止期間中でないこと。
- (3) 過去5年以内において、地方公共団体、商工会及び商工会議所における類似事業の契約実績を有していること。

## 5 実施日程

	内 容	日 程
1	公募の開始	令和7年3月27日
2	質問の提出	令和7年4月11日
3	質問に対する回答（公表）	令和7年4月18日
4	参加申込書・企画提案書の提出	令和7年5月 2日
5	審査・プレゼンテーション日程	令和7年5月15日
6	選考結果通知・契約内容の調整・仕様書の決定	令和7年5月下旬
7	契約締結	令和7年6月上旬

## 6 質疑応答

参加資格を有する事業者が本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式1）を以下のとおり提出すること。

なお、質問に関する回答は、令和7年4月18日午後5時までに市ホームページで公開する。

- ・ 受付期限：令和7年4月11日
- ・ 提出方法：電子メール

## 7 参加申込及び提出書類

本プロポーザルに参加する意思がある事業者は、申込期限までに次のとおり提出書類を添付の上、参加申込を行うこととする。

(1) 申込期限：令和7年5月2日

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 企画提案書（様式3） 8部

ウ 見積書（様式4）及び見積明細書（任意様式） 1部

(3) 提出方法：直接又は郵送（電子データも併せて御提出ください。）

<見積書作成の注意事項>

- ・ 見積金額は、換金原資（105,000,000円）を除いた業務部分の金額（消費税及び地方消費税を含む）のみ積算し、記載すること。
- ・ 次の項目は、事業実施後、実績に応じた額に改め、変更契約を行うものとする。

① キャッシュレス事業者（ペイメント事業者）への手数料

※ 見積書については、換金原資（105,000,000円）を全て執行したとと

して算出すること。

② 対象店舗への発送費（梱包費含む）

※ 見積書については、1,000店舗分を発送することとして算出すること。

- ・ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額（課税事業者の場合、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
  - ・ 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者氏名を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
- (4) 新座市入札参加資格登録業者でない事業者の場合、評価項目のうち遂行能力を審査する1つとするため、次の書類を提出すること（全てコピーで可）
- ・ 法人の履歴事項全部証明書（当該証明書の最後に記載されている証明日は概ね1年前の日付けまで可）
  - ・ 直近1か年分の決算書のうち「貸借対照表」及び「損益計算書」（貸借対照表及び損益計算書が記載されていればIR情報等での資料でも可）
  - ・ 直近1か年分の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の支払い状況が分かる資料（納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、領収書など）

## 8 選考方法

提出された企画提案書及び見積書について、審査会（プレゼンテーション）を実施する。

- ・ 1参加者につき、プレゼンテーションの説明は30分以内とする。
- ・ プレゼンテーション後に質疑応答を行う。
- ・ プレゼンテーション用のパソコンは各参加者で準備すること。スクリーン及びプロジェクターは新座市（産業振興課）が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な設備や持参する機器がある場合、事前に相談すること。

## 9 評価・採点方法

プレゼンテーション終了後、審査委員による選考審査を実施する。審査では、評価項目ごとに審査員が参加者の採点を行い、合計得点の最も高い参加者を委託予定業者とする。合計得点が最も高い参加者が複数の場合、選考者の協議により委託予定業者を決定する。

(1) 評価項目、着眼点、配点

評価項目	着 眼 点	配 点
業務遂行体制及び スケジュール	・業務の実施体制、遂行能力 ・コールセンターの運営	10
類似業務実績	・類似事業の受託実績	5
デジタルデバイド 対策	・本事業の仕様書に示したデジタルデバイド 対策に関する内容 ・その他効果的なデジタルデバイド対策	25
周知方法	・本事業の仕様書に示したキャンペーンの広 報、キャンペーンPRツールなどに関する 内容 ・ホームページの構成 ・その他効果的な周知方法	15
対象店舗精査	・本事業の仕様書に示した対象店舗の精査に 関する内容	20
効果検証	・事業の分析 ・キャンペーン期間中の動向調査・報告体制	5
見積額	・費用対効果	20

(2) 評価割合

評価割合：A（特に優れている）100%、B（優れている）80%、  
C（標準点）60%、D（やや劣る）40%、E（劣る）0%

## 10 選考・評価後の流れ

(1) 選考結果通知、結果公表

選考結果は審査会に参加した事業者にもメールで通知するとともに、新座市ホームページに公表する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と産業振興課との間で業務内容の調整を行い、仕様書を確定する。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提

出する。

(4) 契約の締結

6月上旬を予定している。契約金額は、見積金額に換金分を加えた金額とする。

## 1 1 注意事項

- (1) 本プロポーザルに関しては、企画提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定するものとする。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は失格とする。
- (3) 提出された見積書は、書換え、差替え又は撤回することはできない。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 選考審査会参加に関する一切の費用は各参加者の負担とする。